

### 3) 継続的なまちづくりのために

#### ● 住民・商業者が協力して進めていくまちづくりのために

##### ～まちづくりを運営し・広めていく体制を考える～

###### ワークショップでの意見

###### 関心をもってもらいたい

- ・まちづくりに関心の無い人も多い
- ・集まりなどにも特定の人だけが参加する現実

###### 受け皿が必要

- ・活動全体をトータルで見る団体や人材がないと取り組みがつながらない

###### 時間をかけながら人材を育てていく

- ・手づくり等テーマごとに関心のある人を集めしていく
- ・外から来る人にも声をかけていく
- ・(マナーや作法など)共有できれば守る土地柄。時間をかけても浸透を図る。
- ・子どもたちにも伝えたい。

###### サポーターを増やしたい

- ・専門の人(建築・不動産・造園等)が継続的に関わってくれると活動しやすい
- ・外から入ってくる"地区外者の気づき"力にも期待。

###### 行政の支援を

- ・活動を継続的に進めため、体制づくりや支援を検討してほしい

###### = 考察 =

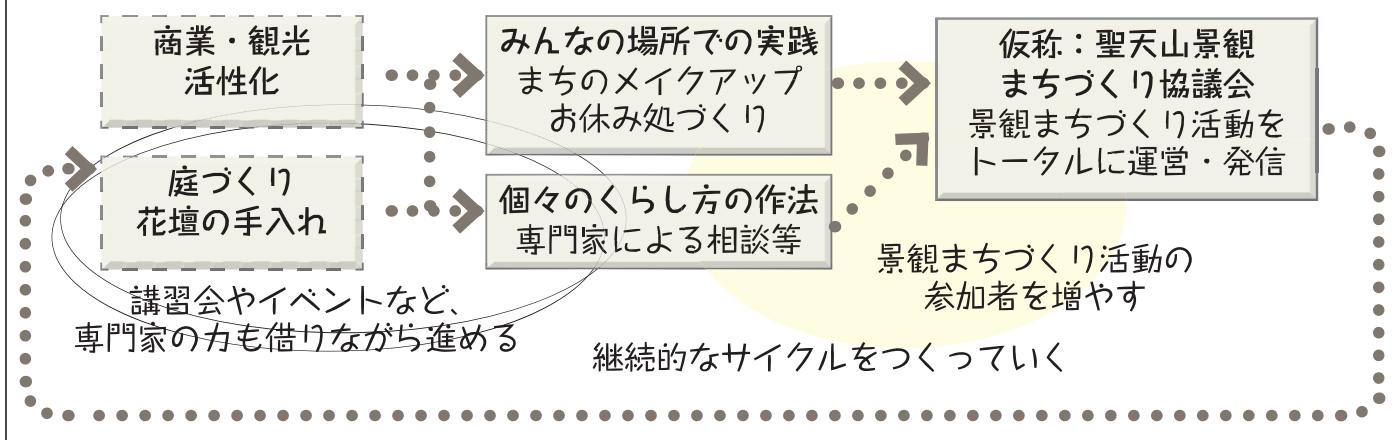
これまで話し合いながら検討してきたまちづくりのアイデアを絵に書いた餅としないためには、地区の方や外部の方にどのように発信し、関わっていただく方を増やしていくかが大きな課題となりそうです。

また、まちづくり活動をトータルで運営・発信していく受け皿(組織的なもの)の必要性も指摘されています。

地区のまちづくりでは、中心的役割を果たす人材が限られてくるという課題がありますが、これまで地区内には花壇の手入れ、観光ボランティア、活性化など様々なまちづくりに情熱を傾けている方がいます。これらを一つの環とした協議会組織を立ち上げることが考えられます。

そして今後、景観まちづくり活動を通じて新たな人材を発掘しながら、花やみどり、土地・建物の利活用や手入れ、景観まちづくり作法等の実現の相談ができる専門家の協力を得ながら、少しずつ地区にふさわしい機能的な組織として育てていくような組織づくりは考えられないでしょうか。

###### ◆組織づくりと発展形のイメージ

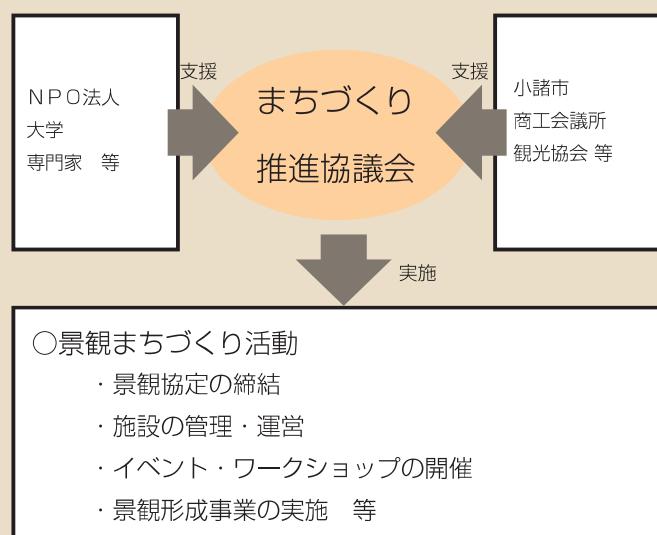


## 先進事例

長野県小諸市では、長野オリンピックの開催（1998年）に伴う新幹線整備により、大型店舗の撤退や観光客の減少による中心市街地の衰退が進行しました。そのため、歴史的なまち並みの保全・活用や街路の美化化、観光・交流拠点の形成による賑わいの再生を目指すことになりました。

地域では「まちづくり推進協議会」が設立され、小諸市をはじめとして、NPOや大学、専門家の支援を受け、連携を図りながら、景観まちづくり活動を進めてきました。これまで、まちづくり協議会を中心となり、拠点施設の管理・運営やイベントの開催、公園の植栽の管理、埠の修景事業の実施等の景観まちづくり活動に取り組んでいます。

図 景観まちづくりの推進体制



※ヒアリング結果等を参考に作成しました



まちづくり協議会が管理・運営している観光・交流拠点であるほんまち町屋館



まちづくり協議会が管理している公園の植栽

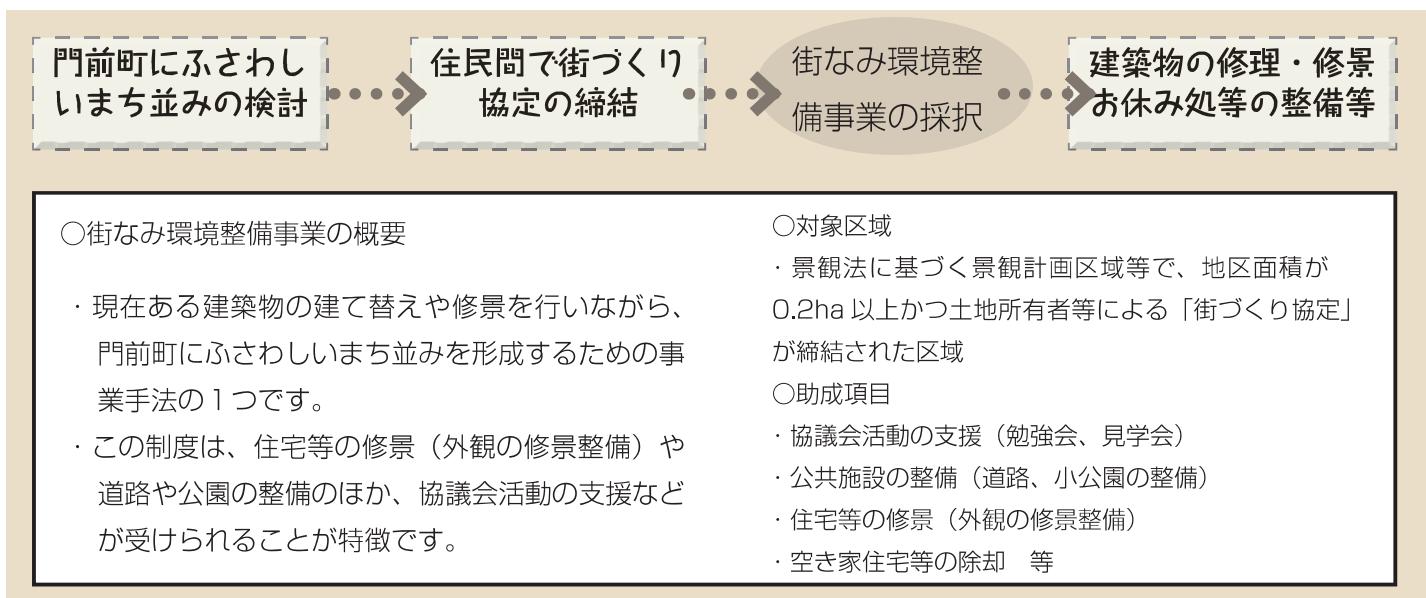


まちづくり協議会により修景された板埠

## ● 景観まちづくりの実現に向けて

### ～まち並みの誘導とお休み処等の整備～

本地区の景観まちづくりは、聖天山周辺の拠点づくりを始めとし、県道羽生妻沼線の整備及び沿道のまち並み形成を優先的に取組むこととしています。平成26年度以降、電線類の移設事業などがスタートする予定ですが、この動向にあわせ、住民や商業者等の関係者などによる門前町にふさわしいまち並みの検討を進め、街づくり協定の締結を行うなどにより、住宅等の修景（外観の修景整備）やお休み処の整備等の推進を支援する「街なみ環境整備事業」の適用を受けることが考えられます。



### ～景観法等を活かした景観まちづくりの実施～

#### ●景観まちづくり作法の周知等

本地区は、熊谷市景観計画で「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」に位置付けられ、建築物の高さが10メートルを超える、または、建築面積が500平方メートルを超える新增改築は届け出が必要となっています。しかし、この届け出の規模では、一般の住宅は対象となりません。そこで、本計画にあるデザイン指針（案）を全ての建築物の新築や改築の際に参照して頂くようになります。本計画を熊谷市の景観担当の窓口で配布したり、地域住民等に周知するなどにより、可能な限り配慮を促すような取組が考えられます。

#### ●歴史的・文化的に貴重な建造物等の保全・活用

景観法には、景観上、重要な建造物や樹木、公共施設を指定する制度があることから、例えば、歴史的にみて貴重な建造物や埼玉県の経営革新計画承認制度を活用して外観をリニューアルした建造物や地域のランドマークとなっている樹木などを対象に景観重要建造物（樹木）に指定するなどにより、大切な資源を保全・活用することが考えられます。さらに、今後、県道羽生妻沼線の再整備が予定されていることから、再整備された区間を対象として、景観重要公共施設に指定し、将来にわたり整備水準を確保するなども考えられます。

#### ●歴史まちづくり法の活用等による都市基盤の整備やソフト活動支援

本地区は、国宝聖天山を核とし、歴史と伝統を反映した人々の暮らしや生活、活動が存在していることから、歴史まちづくり法を活用し、都市基盤の整備やソフト活動の支援を受けることも想定できます。

## ～地区が主体となった景観まちづくり活動の支援制度の活用～

地区が主体的にまちづくりを進めていくこと、それが軌道にのるまでにはどうしても時間が必要であり、その活動財源も必要となります。地元団体等が意欲的にまちづくりを進めている地区共通の悩みともなっています。ここでは、それらの団体によって活用可能なまちづくり支援制度を活用し、仮称：聖天山周辺地区景観まちづくり協議会等が主体となって講習会やイベント、ワークショップを開催するなどにより、専門家の力も借りながら実施することが想定できます。

図 地区のまちづくり活動の支援制度の概要

支援母体	区分	内容
ハウジングアンド コミュニティ財団	対象活動	住まいづくり、住環境の保全・向上、地域コミュニティの創造・活性化、安全で安心して暮らせる地域の実現に係る活動
	対象団体	営利を目的としない民間団体（NPO 法人、任意団体）で代表者が明確、意思決定の仕組みが確立、会計処理が行われていること
	助成内容	1 件あたり 100 万円を上限
	参考 URL	<a href="http://www.hc-zaidan.or.jp/">http://www.hc-zaidan.or.jp/</a>
まちづくり 市民財団	対象活動	環境活動と環境保全、地域活性化及び産業育成、文化活動と芸術関連の育成・継承、防災・減災活動の推進や啓蒙に係る活動
	対象団体	まちづくり活動を行う人・団体
	助成内容	1 件あたり 50 万円を上限
	参考 URL	<a href="http://www.machi-f.or.jp">http://www.machi-f.or.jp</a>
埼玉県（NPO 基金助成事業）	対象活動	○まちづくり、みどりと川の再生、環境保全に関する活動 ○活動拠点の整備事業、地域資源の活用事業
	対象団体	埼玉県内において事業を展開しようとするNPO法人
	助成内容	助成対象経費の4／5以内かつ以下の限度額以内 ・まちづくり（上限 80 万円、下限 20 万円） ・みどりと川の再生、環境保全（上限 100 万円、下限 20 万） ・活動拠点の整備事業（上限 200 万円 下限 50 万円） ・地域資源の活用事業（上限 600 万円、下限 160 万円）
	参考 URL	<a href="http://www.saitamaken-npo.net/">http://www.saitamaken-npo.net/</a>
	セブン-イレブン 記念財団	緑と花咲く街並みをつくる活動
コメリ緑育成財団	対象団体	会員名簿や年度毎の収支報告があり、継続的・組織的に活動を行っている市民団体
	助成内容	1 団体あたり上限 50 万円
	参考 URL	<a href="http://www.7midori.org/">http://www.7midori.org/</a>
	対象活動	地域住民が自ら行う公共性のある植栽・植樹活動
	対象団体	次の条件を満たす団体・活動。 ① 活動地域が団体所在地の市町村であること ② 営利を目的とした団体・活動ではないこと ③ 他の団体・個人への助成ではないこと ④ 行政から管理を委託された施設・場所で行う緑化活動ではないこと
	助成内容	有識者を中心とする審議委員により助成先・助成額を決定
	参考 URL	<a href="http://www.komeri-midori.org/">http://www.komeri-midori.org/</a>

